

学術研究等を目的とした鳥獣捕獲申請に必要な書類等及び注意点

①鳥獣捕獲許可申請書

・住所及び氏名

- (1) 国、地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者、環境大臣が定める法人
国、地方公共団体の長、認定鳥獣捕獲等事業者の代表、法人の長が申請者となりますので、住所も所属等の住所を記載してください。
- (2) 国、地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者、環境大臣が定める法人以外の法人や個人
研究及び調査者個人が申請者となりますので、住所は会社や所属等の住所ではなく、申請者個人の自宅の住所を記載してください。
※申請者が複数人の場合、研究及び調査の代表者が申請者となるので、氏名の後ろにその他の者の人数を「ほか〇人」などと記載すること。

・捕獲をする鳥獣等の種類及び数量

- 研究及び調査の目的を達成するために必要な種で、捕獲の対象として考えられる種を全て正確に記載してください。
- 数量は、種ごとに申請者全員の合計数量を記載してください。
- ※特定の種に限定した捕獲が困難な場合のみ、科レベルでも可。
- ※ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミは、法の適用外のため、捕獲許可は不要。
- ※山梨県レッドデータブックに記載されている希少種〔絶滅危惧ⅠA類～準絶滅危惧に該当する種〕に関する捕獲は、目的を審査の上、原則、雌雄各1頭ずつ以下とする。

・捕獲等の目的

- 「学術研究」や「環境影響調査」、「被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲」等を記載してください。
- ※学術研究が捕獲の目的の場合、研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものとする。

・捕獲等の期間

- 期間は、1年以内で年度末までです。「許可の日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載してください。
- ※翌年度も続けて捕獲等を行う場合は、都度申請が必要。

・ **捕獲等の区域**

都道府県、市郡、町村、大字、字、地番等できる限り具体的に記載し、区域がわかるように記載して下さい。

・ **捕獲等の方法**

わな、おり、網等の方法を記載してください。

※原則として生きてままで捕獲することのできる用具を使用すること。

・ **捕獲後の処置**

放獣、放鳥、飼養等の処置を記載してください。

※捕獲した鳥獣は、原則放鳥獣すること。

※やむを得なく殺傷及び損傷を伴う場合は、数を必要最小限に留めること。

※電波発信機を装着する場合は、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものを使用すること。

・ **研究事項及び方法**

「別紙のとおり」と記載し、③研究計画書を添付してください。

・ **鳥獣保護区等において捕獲等をしようとする場合**

山梨県ホームページにもある鳥獣保護区等位置図を参照し、記載してください。

※ほかの場所でも目的が達成できると思われる場合、申請した地域から鳥獣保護区等に該当する地域を除外することがある。

②申請者名簿（従事者名簿）

(1) 国、地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者、環境大臣が定める法人以外の法人や個人

申請者が複数人の場合、添付してください。

※住所は、会社や所属等の住所ではなく、申請者個人の自宅の住所を記載すること。

(2) 国、地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者、環境大臣が定める法人
従事者証の交付を受けたい場合は、従事者名簿を添付してください。

※(1)の申請者名簿を従事者名簿として提出することができる。

③研究の計画書

研究目的、研究方法、捕獲方法、捕獲後の処置、研究成果の利用方法等を記載してください。また、わな等を使用する場合には、構造が分かる図を添付してください。

④捕獲の区域を明らかにした地図

5万分の1程度の図面に、区域を線囲み、図示してください。

⑤契約内容が記載された資料

環境影響調査等を目的として捕獲する場合は、事業発注者等との契約内容が記載された資料を添付してください。

⑥麻薬施用者もしくは麻薬研究者の免許の写し、及び麻酔銃所持許可証の写し

麻酔薬（ケタミン）を使用する場合は、免許等の写しを添付してください。

<その他注意点>

- ・捕獲にあたっては、周辺環境に十分配慮して行うとともに、事前に周知を図るなど違法捕獲と誤認されることのないように努めてください。
- ・わな等による捕獲では、捕獲具ごとに標識を装着（但し、捕獲具ごとに標識を装着できない場合は、設置場所周辺に立て札を設置し、周知する方法も可）し、見回りを頻繁に行い、個体致死を回避する等の管理の徹底をお願いします。

(標識の記載例)

住 所	
氏 名 (法人の名称)	
許 可 権 者	山梨県知事
許可の有効期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
許可証の番号	第〇〇号
捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類	

※猟具に装着する標識は、金属製またはプラスチック製で、縦横1cm以上の字で、住所、氏名（法人の名称）、許可をした知事名、許可有効期間、許可証番号、捕獲しようとする鳥獣又は採取しようとする鳥類の卵の種類を記載しなければならない。

- ・許可証は、捕獲期間終了後、30日以内に返納し、その際に捕獲実績も報告することが法律で義務付けられています。